

豊川市子ども・子育て支援事業計画



1

計画策定の背景と趣旨

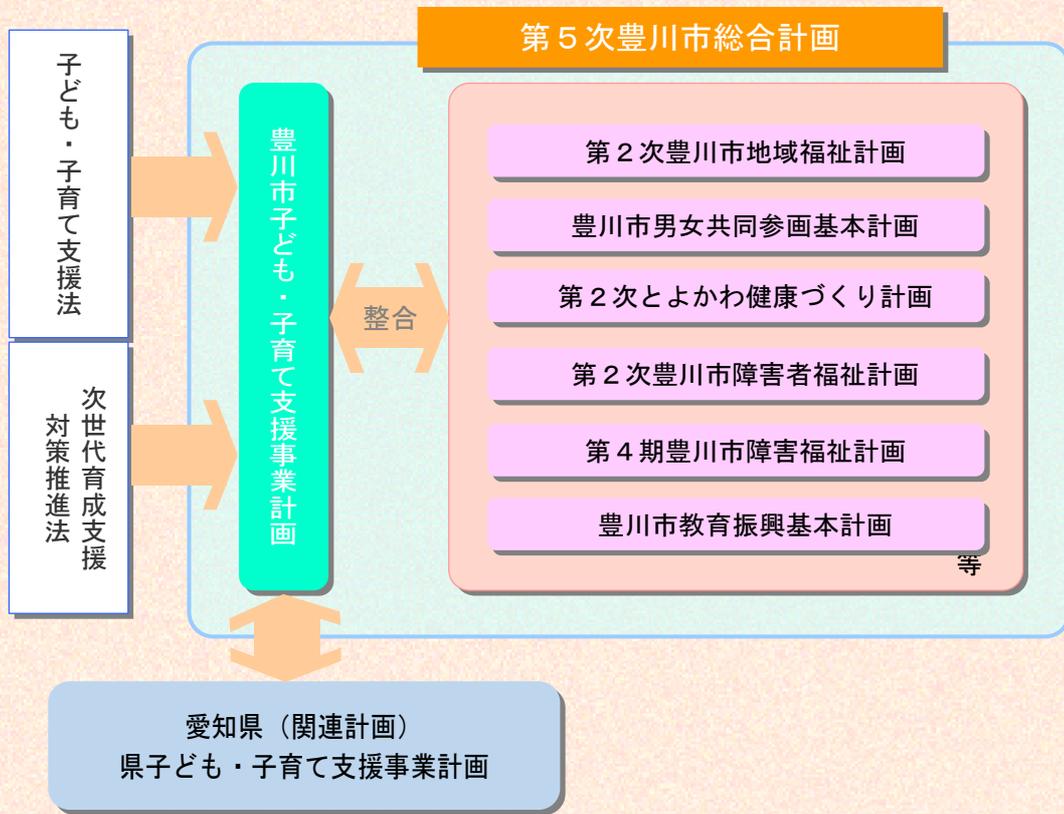
平成24年8月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供及び地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、「子ども・子育て関連3法」が成立しました。

この法律に基づき平成27年4月から開始される「子ども・子育て支援新制度」では「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の3つを柱に掲げ、これらを総合的に推進するため、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしています。

本市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、子どもとその保護者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの家庭を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に計画を策定します。



(1) 計画の位置づけ



(2) 計画の期間

この計画は、5年を1期とし、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、必要に応じて計画期間中に見直しを行うものとします。

『はばたけ 未来へ 豊川っ子！』

本計画では、子どもの最善の利益の実現のため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識のもと、豊川市次世代育成支援対策地域行動計画において掲げたの基本方針を継承し、個人・家族・地域・社会・行政が一体となって、相互に連携・役割分担しながら、「子ども・子育て支援社会の構築」を目指して子ども・子育て支援の施策を推進します。

【基本理念】

はばたけ
未来へ
豊川っ子！

【基本目標】

1 家庭や地域における子育て支援の充実

すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を図るとともに、幼児期からの教育の重要性等に対応するため、教育・保育サービス等の充実を図ります。また、児童虐待の防止対策の推進やひとり親家庭への支援、障害児施策の充実を図ります。

2 母と子の健康づくりの推進

安心して健やかな子どもを生み育てることができるように、安全で快適な妊娠、出産環境を確保するとともに、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育、発達を支えるための保健医療体制の充実を目指します。

3 子どもの育ちを支える環境の整備

地域における児童の健全育成のための環境づくりを進めるとともに、次代の親の育成を図ります。また、子どもたちが個性豊かに生きる力を伸長することができるような取り組みを進め、さらには、子どもや子育て家庭が安心して外出できるまちづくりを推進します。

4 仕事と子育ての両立の推進

働きながら安心して子どもを生み、育てることができるように、勤務時間や生活スタイルの多様化に柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進するとともに、子育てと仕事とのバランスのとれた働き方を支援する取り組みを推進します。

【施策の展開】

- 1-1 地域における子育て支援サービスの充実
- 1-2 保育サービスの充実
- 1-3 児童の健全育成
- 1-4 配慮等が必要な家庭や子どもへの支援

- 2-1 子どもと母親の健康の確保
- 2-2 「食育」の推進
- 2-3 思春期保健対策の充実

- 3-1 次代の親の育成
- 3-2 家庭や地域の教育力の向上
- 3-3 子育てにやさしいまちづくりの推進

- 4-1 ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、「教育・保育提供区域」を設定することとされています。

本市においては、豊川市子ども・子育て会議の意見を踏まえ、教育・保育提供区域を4つの区域（東部・南部・西部・北部）とし、需給調整等を勘案して「認定区分」「地域子ども・子育て支援事業」ごとに、市域全体を1つの区域とするものと4つの区域とするものに分けて設定します。

■事業別一覧

(1) 教育・保育

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設	区域設定	
			市域全体（1区域）	4つの区域
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）	幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）	●	
2号認定	満3歳以上の就学前の子どもで、保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども	保育所・認定こども園（保育所部分）		●
3号認定	満3歳未満の就学前の子どもで、保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども	保育所・認定こども園（保育所部分）・小規模保育等		●

(2) 地域子ども・子育て支援事業

対象事業	区域設定	
	市域全体（1区域）	4つの区域
時間外保育事業（延長保育）		●
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		●
子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	●	
地域子育て支援拠点事業		●
一時預かり事業	（幼稚園在園児対象の一時預かり）	●
	（その他の預かり）	●
病児・病後児保育事業	●	
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	●	
利用者支援事業	●	
妊婦健康診査事業	●	
乳児家庭全戸訪問事業	●	
養育支援訪問事業	●	

(1) 量の見込みについて

新制度では、お住まいの市町村による3つの認定区分に応じて、施設など（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育）の利用先が決まっていきます。

また、教育・保育についての事業や地域子ども・子育て支援事業について、子どもをもつ保護者へのアンケート調査などから「量の見込み（ニーズ量）」を算出し、支援・サービスの量（提供量）を確保していきます。

(2) 「量の見込み」を算出する項目

① 教育・保育の量の項目

対象事業		認定区分
教育標準時間認定 （お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合）	幼稚園、認定こども園	1号認定
保育認定 （「保育の必要性の事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合）	満3歳以上 幼稚園 認定こども園、保育所	2号認定
	満3歳未満 認定こども園、保育所、 小規模保育等	

※ 保育の必要性の事由：就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居または長期入院しているなど、市町村が認める項目に該当する場合

② 地域子ども・子育て支援事業の項目

対象事業
時間外保育事業（延長保育）
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）
地域子育て支援拠点事業
一時預かり事業（幼稚園在園児対象の一時預かり）（その他の預かり）
病児・病後児保育事業
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
利用者支援事業
妊婦健康診査事業
乳児家庭全戸訪問事業
養育支援訪問事業



(1) 1号認定（認定こども園及び幼稚園）

【1号認定】3歳以上保育の必要性なし・2号認定（幼稚園希望含む）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1,428人	1,400人	1,410人	1,395人	1,390人
確保方策	1,527人	1,527人	1,527人	1,527人	1,527人

(2) 2号認定（認定こども園及び保育所）

【2号認定】3歳以上保育の必要性あり<市全域>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	3,529人	3,385人	3,370人	3,322人	3,307人
確保方策	3,698人	3,698人	3,698人	3,698人	3,698人

(3) 3号認定（認定こども園及び保育所＋小規模保育等）

【3号認定】（0歳）：市全域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	130人	129人	127人	124人	122人
確保方策	107人	114人	119人	124人	124人

【3号認定】（1・2歳）：市全域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1,285人	1,281人	1,271人	1,253人	1,229人
確保方策	1,109人	1,157人	1,205人	1,253人	1,253人



(4)

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・提供体制

事業名	ニーズ量 提供量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
時間外保育事業 (延長保育)	量の見込み	151人	148人	146人	144人	143人	
	確保方策	151人	148人	146人	144人	143人	
放課後児童健全 育成事業(放課後 児童クラブ)	量の見込み	1,402人	1,387人	1,339人	1,312人	1,267人	
	内訳	小学1～ 3年生	1,152人	1,141人	1,094人	1,065人	1,022人
		小学4～ 6年生	250人	246人	245人	247人	245人
	確保方策	1,280人	1,306人	1,300人	1,293人	1,267人	
子育て短期支援 事業(※1)	量の見込み	80人日	80人日	80人日	80人日	80人日	
	確保方策	80人日	80人日	80人日	80人日	80人日	
地域子育て支援 拠点事業(※2)	量の見込み	104,218人回	103,720人回	102,496人回	100,899人回	99,054人回	
	提供量	104,218人回	103,720人回	102,496人回	100,899人回	99,054人回	
幼稚園における 一時預かり事業 (※3)	量の見込み	18,363人日	17,614人日	17,534人日	17,290人日	17,211人日	
	確保方策	18,363人日	17,614人日	17,534人日	17,290人日	17,211人日	
保育所その他の 場所での一時預 かり事業(※4)	量の見込み	11,027人日	10,914人日	10,797人日	10,631人日	10,458人日	
	確保方策	6,600人日	7,600人日	8,600人日	9,500人日	10,500人日	
病児・病後児保育 事業(※5)	量の見込み	1,472人日	1,439人日	1,427人日	1,406人日	1,390人日	
	確保方策	600人日	600人日	1,400人日	1,400人日	1,400人日	
ファミリー・サポ ート・センター事 業(就学児童の み)(※6)	量の見込み	1,641人日	1,624人日	1,563人日	1,527人日	1,470人日	
	確保方策	1,641人日	1,624人日	1,563人日	1,527人日	1,470人日	

※1 ※3 ※4 ※5 ※6 人日：年間の利用人数×利用日数

※2 人回：年間の利用人数×利用回数



事業名	ニーズ量 提供量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者支援事業	量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	確保方策	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
妊婦健康診査	量の見込み (延受診者数)	23,296 件	23,142 件	22,680 件	22,288 件	21,896 件
	確保方策 (延受診者数)	23,296 件	23,142 件	22,680 件	22,288 件	21,896 件
乳児家庭全戸訪問 事業	量の見込み (訪問件数)	1,664 人	1,653 人	1,620 人	1,592 人	1,564 人
	確保方策 (訪問件数)	1,664 人	1,653 人	1,620 人	1,592 人	1,564 人
養育支援訪問事業	量の見込み (訪問延数)	390 回	390 回	390 回	390 回	390 回
	確保方策 (訪問延数)	390 回	390 回	390 回	390 回	390 回
実費徴収に係る 補足給付を行う 事業	今後の方向性	実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助等を検討します。				
多様な主体が本 制度に参入する ことを促進する ための事業	今後の方向性	新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設のあっせん等を進めていくことを検討します。				

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「豊川市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

豊川市子ども・子育て支援事業計画 概要版

平成 27 年 3 月

発行 豊川市
編集 健康福祉部子ども課
〒442-8601 愛知県豊川市諏訪 1 丁目 1 番地
T E L : 0533-89-2133
F A X : 0533-89-2137